



平成30年11月6日

資料提供先:岡山県政記者クラブ、岡山市政記者クラブ

※報道解禁:それぞれ取締終了時刻以降

特殊車両の適正な運行を!!

一般国道2号で道路法違反車両の取締を実施します

一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)が道路を通行する場合は、道路法に基づく許可が必要となります。岡山国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう継続的な取締を実施しています。この度、玉島警察署及び岡山東警察署の協力のもと、下記のとおり取締を実施しますのでお知らせします。

なお、国土交通省は平成26年5月9日に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を定め、許可基準の見直しや簡素化を行う一方で、悪質な違反者に対しては厳罰を課する方針としました。

これを受け、平成27年2月からは取締時に悪質な違反(車両総重量が基準の2倍以上で通行)を確認した場合には告発の対象とする厳罰化を図っています(別添参照)。

- 日 時 **平成30年11月7日(水) 13:30~15:30**
(予備日 平成30年11月14日(水) 13:30~15:30)
- 場 所 一般国道2号下り 里庄簡易パーキング (別紙-1参照)
- 日 時 **平成30年11月20日(火) 13:30~15:30**
(予備日 平成30年11月27日(火) 13:30~15:30)
- 場 所 一般国道2号上り 竹原簡易パーキング (別紙-1参照)
- 目 的 橋梁、舗装等の保全や交通安全のため、大型トレーラー等の特殊車両の通行にあたっては、道路管理者の許可が必要となります(別紙-2参照)。
取締を行うことによって、制度の普及と違反車両に対する指導を行うものです。
- 留意事項 **当日は現地取材が可能です。**
なお、取締に関する報道の解禁は、それぞれ取締終了時間以降とさせていただきますので、ご協力をお願いします。
※雨天等により取締を延期することがありますので、取締日当日の8:30~10:00に実施の有無について管理第一課までご確認ください。

【問い合わせ先】国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

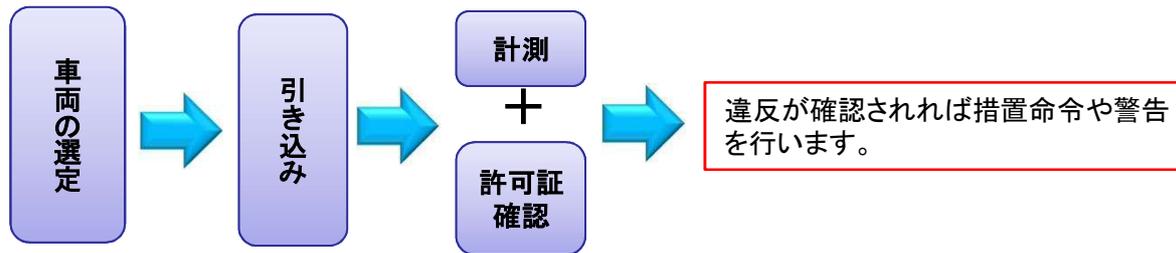
TEL 086-214-2220 (代表) 086-214-2472 (管理第一課直通)

副所長(管理) 松元 洋之(まつもと ひろゆき)

(担当) 管理第一課長 高田 浩司(たかた こうじ)

(広報担当) 計画課長 田嶋 崇志(たじま たかし)

取締の流れ



違反車両への対応

①取締



写真は平成29年6月21日の里庄簡易パーキングにおける取締状況です。



②違反者に対する措置(当日)

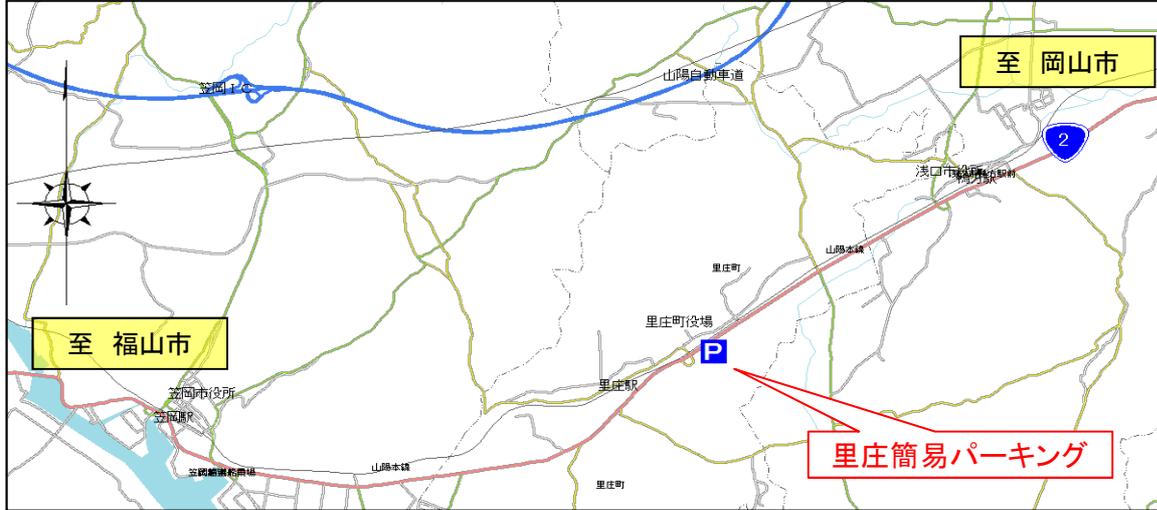
総重量超過のため積載物軽減、夜間通行条件の時間まで待機 → **措置命令書**を发出
※積載物軽減の方法・・・別の車両を手配して現地で積荷を分割積載
近傍施設で積載物の積み卸し
措置命令に該当しない違反の場合は**警告書**を手交



③措置命令の場合、運行会社に対する措置(後日)

- ・違反行為の再発防止のため、会社あてに**警告書**を发出。
- ・再度措置命令に該当する違反をした場合は、岡山国道事務所において**是正指導**を実施。

○日時 平成30年11月7日(水) 13:30~15:30
 (予備日 平成30年11月14日(水) 13:30~15:30)
 場所 一般国道2号下り 里庄簡易パーキング 浅口郡里庄町新庄地内
 ※ここでは重量の計測は行いません。



○日時 平成30年11月20日(火) 13:30~15:30
 (予備日 平成30年11月27日(火) 13:30~15:30)
 場所 一般国道2号上り 竹原簡易パーキング 岡山市東区竹原地内
 ※ここでは重量の計測は行いません。



一般財団法人日本テックロード地図協会データベースを使用

平成29年度取締結果

実施日	路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置命令	警告
H29.5.16	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	6	4	0	4
H29.5.22	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	2	0	2
H29.6.13	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	7	4	0	4
H29.6.21	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	8	3	0	3
H29.7.19	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	6	3	0	3
H29.7.20	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.8.24	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	6	4	0	4
H29.9.6	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	10	1	0	1
H29.9.8	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.10.11	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	5	5	0	5
H29.10.12	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	4	2	2	0
H29.11.6	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	9	2	0	2
H29.11.8	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.12.13	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	4	2	2	0
H30.2.14	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	7	3	2	1
合計			100	47	6	41

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

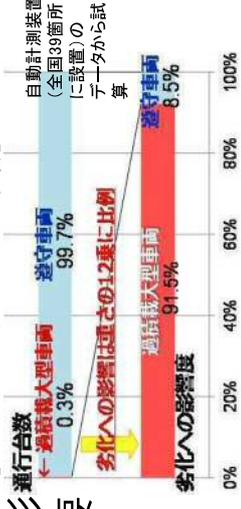
背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表のうち該当する総重量による)

◆**車両総重量が「基準×2」以上の車両**
 なお、**特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」**

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る**一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)**

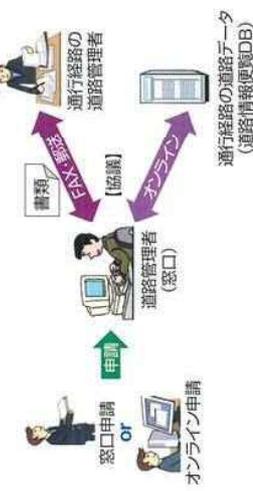
※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合においては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。



- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)を一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。

【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基礎により設計された、又は重制限速度反車両の短行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!
申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重単物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査証記載の「最大積載量」以下(の重量でも許可できない場合があります)。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

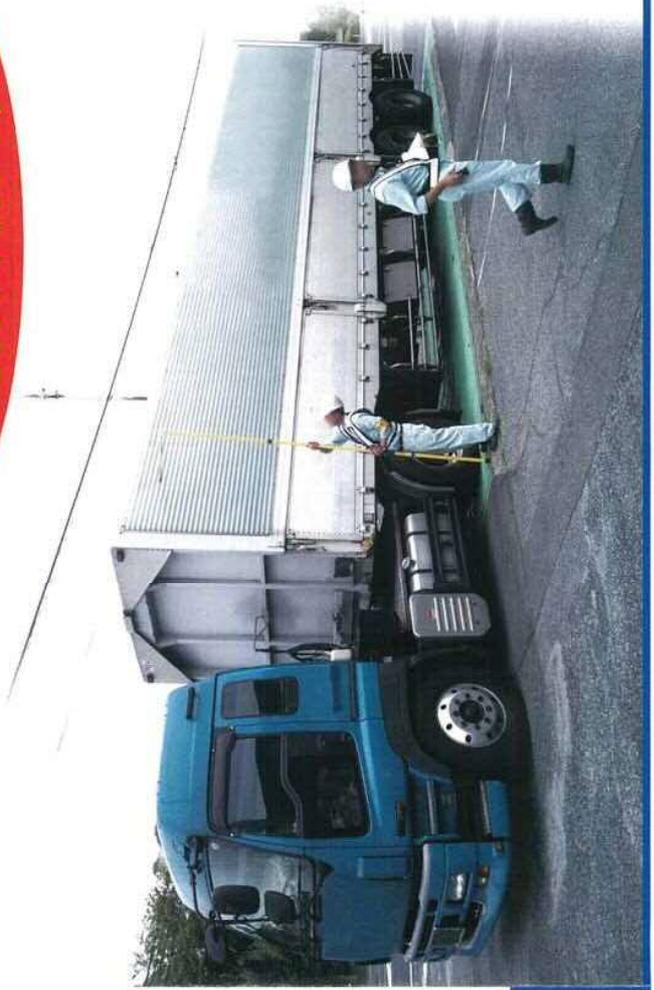
特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全国の道路規制情報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html

荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



特殊車両の通行による道路への影響

道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になってくるものもあります。

車両 社会・経済活動に必要な不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

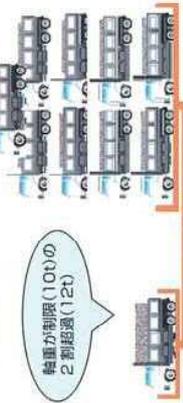
※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が及ぼす 橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4集、RC床版で12集といわれています。

超重量車両が及ぼす 橋への負担

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台以上!!!



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。



「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

道路の構造による制限(車道幅員等)	道路運送車両の保安基準(参考)	道路交通法(参考)
長さ	全長が12.0mを超え、かつ軸間距離が2.5m以上2.8m以下(そのほかの車両を牽引する場合は2.5m)となるものを指します。	規定なし(他の車両を牽引する場合は2.5m)
幅	幅が2.5mを超え、かつ軸間距離が2.5m以上2.8m以下(そのほかの車両を牽引する場合は2.5m)となるものを指します。	規定なし(ただし貨物の積み出しは不可)
高さ	全高が3.8mを超え、かつ軸間距離が2.5m以上2.8m以下(そのほかの車両を牽引する場合は2.5m)となるものを指します。	規定なし(一部道路では4.1m)
総重量(軸重+積載物)	全重量が20tを超え、かつ軸間距離が2.5m以上2.8m以下(そのほかの車両を牽引する場合は2.5m)となるものを指します。	規定なし(ただし車検時の積載量を超えて牽引してはならない)
軸重(軸)	軸重が10tを超え、かつ軸間距離が2.5m以上2.8m以下(そのほかの車両を牽引する場合は2.5m)となるものを指します。	規定なし(一部道路では4.1m)
最小回転半径	12.0m	規定なし

どれか1つでも超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合)にあつては、その構造におけるものをい、他の車両を牽引している場合)に該当するものは、その重量、長さ及び最小回転半径の最高限度は改定で定める。

道路法第47条第2項

車両とその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行してはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定と同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な条件を附し、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

誘導車の適切な配備をお願いします。

重量の延長、道路管理者が通行することやむを得ないと思われるには、通行に必要な条件を用いて許可します。この条件を通行条件といいますが、通行条件には次のようなものがあります。誘導車は、カーブや直線交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導知識や機材などの構造物の保全などのために配置するものとなります。

区分	通行条件	誘導車について
A	通行条件の適用が認められる。	通行条件の適用が認められる。
B	通行条件の適用が認められない。	通行条件の適用が認められない。
C	通行条件の適用が認められる。	通行条件の適用が認められる。
D	通行条件の適用が認められない。	通行条件の適用が認められない。



違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締り基地(昼夜実施)

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をすることがあります。

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締り確認した場合即時告発を行います。荷主・運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

